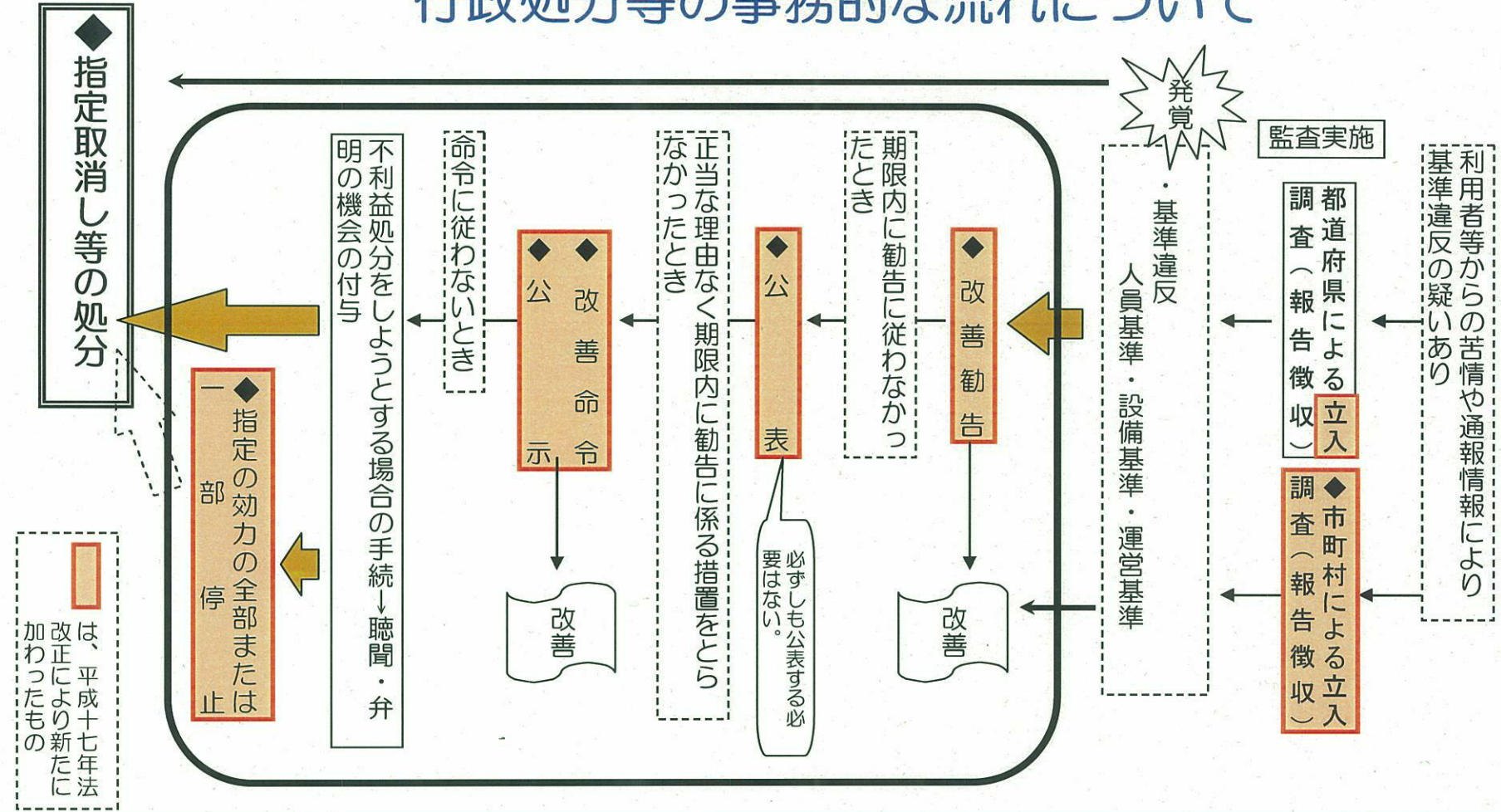


行政処分等の事務的な流れについて



介護保険法

(例) 居宅サービス)

(報告等)
第七十六条
都道府県知事又は市町村長の立入調査権限

(改善勧告)
第七十六条の二第一項
基準を遵守するよう勧告

(公表)
第七十六条の二第二項
期限内に勧告に従わなかった場合の対応

(改善命令)
第七十六条の二第三項
正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの対応
(公示)
第七十六条の二第四項
命令した場合の措置

(指定の取消し等)
第七十七条第九項
この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき

経済財政改革2007（いわゆる骨太の方針：平成19年6月19日閣議決定）に基づく
介護サービスの質向上に向けた取組について（関係部分抜粋）

取組	主な目標・指標	政策手段	現在までの進捗状況
医療、介護サービスの質向上・効率化プログラム			
<p>9. 不正な保険医療機関、介護サービス事業者等への指導・監査の強化</p>	<p>(略)</p> <p>・平成19年度中に広域で事業展開する指定訪問介護事業所の監査を実施し、平成24年度までに営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施</p>	<p>(略)</p> <p>・法令に違反する介護サービス事業者を始めとして全ての事業者に対し法令遵守を徹底</p>	<p>・広域で事業展開する指定訪問介護事業所2,177事業所に対して、監査を実施。その結果、46事業所が指定取消等となり、これらの事業所から約18億円が返還される予定。</p>